

佐渡市指定海水浴場等における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

令和2年7月2日制定

佐渡市観光振興課

新型コロナウイルス感染拡大予防と指定海水浴場(以下「施設」という。)での活動の両立を進めるために、「新しい生活様式」の実践を図りながら、施設内における感染拡大防止対策の基本的な考え方を示すもので、施設の規模や業態等を勘案し、各施設の実情に合わせた対策を講じることとする。

本ガイドラインは、今後の対応方針の変更のほか、感染拡大の動向等を踏まえ、適宜改定を行うものとする。

1 対策の期間

7月2日から当面の間

2 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、施設の規模や利用の形態を十分に踏まえて、施設内及びその周辺地域において、職員及び施設の管理運営する者(以下「職員等」という。)並びに施設利用者(以下「利用者」という。)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場所では感染を拡大させるリスクが高いと考えられることから、これらを避けることなど自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないよう徹底する。

3 海水浴場等における具体的な対策

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、職員等や利用者の動線や接触等のリスクを評価するとともに、実施事業によっては大規模な人数移動等が想定されることもあるため、③集客施設としてのリスク、④地域における感染状況のリスクにも留意し、以下の対策を講じた上で利用させること。

(1) 開設者等が行うべき感染防止対策

- ① ソーシャルディスタンス(できるだけ2m、最低1mを目安)の確保について、場内放送や巡回などにより1時間に1回程度、注意すること。
- ② 手洗いやシャワーの励行を、場内放送や巡回などにより注意すること。
- ③ 感染防止対策で取組む内容について、利用者が見える場所に掲示すること。
- ④ 海水浴場等利用者の行動例((3)参照)を、ホームページや掲示板等により事前に周知すること。
- ⑤ ごみは感染防止の観点から適切に処理すること。

- ⑥ 救護所や管理事務所においては、換気(1時間に1回、5~10分程度)に配慮すること。
- ⑦ 監視人(ライフセーバー等)の健康チェックを実施すること。
- ⑧ 監視人(ライフセーバー等)の救護時用にマスク、手袋などの個人防護具を備えること。
- ⑨ 救護者の情報(氏名、連絡先など)を記録に残し、疫学調査ができる体制を整備すること。

(2) 海の家が営業者が行うべき感染防止対策

ア 共通事項(飲食店・更衣休憩所)

- ① 椅子やテーブルの間隔を広くするなど、ソーシャルディスタンス(できるだけ2m、最低1mを目安に空けること)を確保するための対策を講じること。
- ② 利用者が順番を待つときは、床に間隔を示すテープを貼るなどし、前後に十分なスペースを確保すること。また、熱中症対策を確実に実施すること。
- ③ 施設の換気(1時間に1回、5~10分程度)を徹底すること。
- ④ 営業者が感染防止対策で取り組む内容について、利用者が見える場所に掲示すること。
- ⑤ 海水浴場等利用者の行動例((3)ウ参照)を、利用者が見える場所に掲示すること。
- ⑥ 施設に消毒液(消毒用アルコール等)を設けて、利用者に手指消毒を徹底させること。
- ⑦ 複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等)については、こまめに消毒すること。
- ⑧ 出勤時に従業員の体温を計測し、37.5度以上又は平熱+1度以上の発熱や風邪の症状がみられる場合は、勤務に従事させないこと。
- ⑨ ごみの処理は、マスク、手袋を着用し直接触れず、しっかり縛り封をすること。
- ⑩ 現金は手渡しで受け取らず、コイントレイなどを使用すること。
- ⑪ レジなど対面する場所は、距離を保つ、またはアクリル板等で飛沫感染を防止する対策をすること。

イ 飲食店

- ① 従業員のマスク、手袋などの個人防護具の着用、手洗い、手指消毒を徹底すること。
- ② 利用者に入店時の手指消毒と、食事前の手洗いを徹底させること。
- ③ 施設への勧誘(声かけ)は、行わないこと。

ウ 更衣休憩所

- ① 更衣室やシャワー室は密集を避けるために、個室とするか、人数制限するなど十分な広さを確保すること。
- ② うきわ、ゴーグル、パラソル等の貸出し前後には必ず消毒を実施すること。

(3) 海水浴場等利用者の行動例（厚生労働省の「新しい生活様式」の実践例を参考）

ア 海水浴場への往復

- ① 37.5 度以上又は平熱+1 度以上の発熱や風邪の症状がみられる場合等、体調がすぐれないときには、海水浴場に行かない。
- ② 移動時のソーシャルディスタンスを確保する。
- ③ 咳エチケット、マスクの着用、飲食等の前の手洗い・手指消毒を行う。
- ④ 海水浴場が閉まった後は、速やかに帰宅する。
- ⑤ 途中で買い物するときは、少人数で行う。
- ⑥ 感染源とならないよう、ごみは持ち帰る。
- ⑦ 帰宅したらできるだけすぐにシャワーを浴びて着替える。
- ⑧ 手洗いは 30 秒程度かけて、水とせっけんで丁寧に洗う。

イ 海水浴場

- ① ソーシャルディスタンス(できるだけ2m、最低1m)を確保する。
- ② 咳エチケットを徹底する。
- ③ グループの人たちとは対面でなく横並びで座る。
- ④ 砂浜での食事の前や、トイレの後には必ず手洗いを行う。
- ⑤ 帰る前は手洗いを実施し、シャワーを浴びる。

ウ 海の家

- ① 更衣室での着替えはすみやかに、少人数ですいた時間に行う。
- ② レジに並ぶときは、前後に十分なスペースを取る。
- ③ 入口では手指消毒を行い、食事の前やトイレの後には必ず手洗いを行う。
- ④ 多人数での会食は避ける。
- ⑤ 対面ではなく横並びで座る。
- ⑥ 会話は控えめにする。
- ⑦ グラスなどの回し飲みは避ける。

※過去 2 週間以内の体調不良者、海外からの帰国・入国者ならびに、新型コロナウイルス感染症に関わる健康観察対象者、自宅療養中の方は来場を控えてください。

○救護者名簿

海水浴場名：

利用日：令和2年 月 日

施設で感染者が発生した場合に保健所に連絡できるように使用するものですので、ご協力をお願いします。

No.	氏名	住所	電話	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				